

地域みらい留学 令和7年度参画に向けた契約説明会

令和7年2月6日(木)／令和7年2月12日(水)
一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム

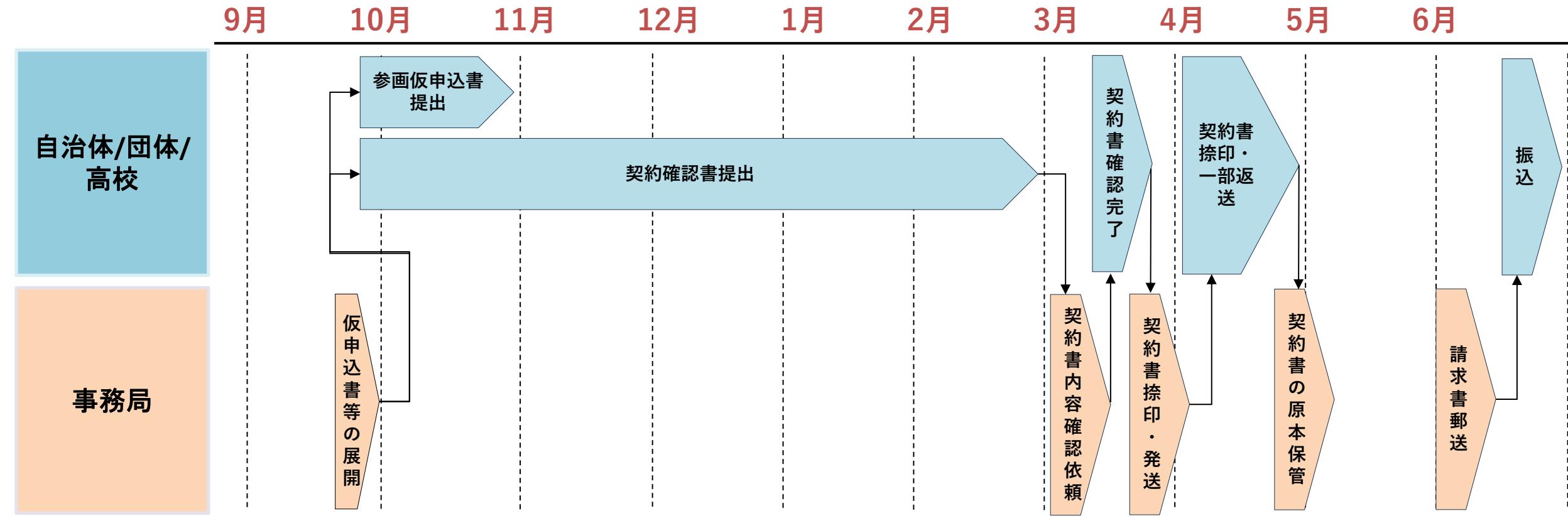
- 令和7年度の地域みらい留学参画に向けた契約締結や請求・支払いの流れや必要な手続きを把握する
- 契約・請求手続きを進めるうえでの注意点、昨年からの変更点などを理解する

- 01 契約・請求の全体スケジュール**
- 02 契約・参画条件等の概要・変更点**
- 03 契約書・請求書作成にあたっての注意点**

01 契約・請求の全体スケジュール

契約・請求手続きの全体スケジュール

- 令和7年度の参画契約は以下のスケジュールを想定（広報済み情報から変更なし）。
- 契約書に関する説明会を2月に開催予定。



▲
契約書に関する説明会
2月6日,12日

02 契約・参画条件等の概要・変更点

● 各種書面の目的・役割は以下の通り。

各書面の名称	各書面の目的
参画仮申込書	対象年度の参画について、参画予定のプランや出展会場を仮申込する
契約確認書	契約書・請求書の入力事項や送付先などの必要情報を記載・指定する
参画契約書	契約当事者間で合意した内容を文書で確認し、契約の成立を証明する
実施要項	本事業の実施に必要な事項を定める
個人情報の取扱いに関する特記事項	当事者が個人データ等を管理、使用、提供する場合の取り扱い条件を定める
学校及び自治体におけるご参画基準	入学する生徒の留学先の選択、および充実した高校生活を送るために必要となる基準を定めるため
請求書	対象年度の登録料支払いに向け、支払額や支払先を指定するため

参画仮申込書について（〆切：10月31日）

- 対象年度の参画について、参画予定のプランや出展会場を仮申込する。
- 提出後に議会等の議決・承認が得られない場合、無効にできるものとする。

令和2年度「地域みらい留学」「各種支援」参画仮申込書

参画仮申込書の提出にあたりは、以下をご確認ください。【提出〆切 10月31日(木)】

参画申込内容の変更等の理由で、参画仮申込書を複数提出される場合は〇を選択してください。

①令和2年度の「地域みらい留学」「各種支援」の概要に関して、当校・自治体とともにご確認のうえ本書を提出ください。
②本書を提出いただいた学校・自治体に対して、次年度の参画に向けたWEBサイトやチラシ、ポスターなど広報活動の準備及び実施の準備に着手致します。
③本書が提出されると、次年度の参画に向けたWEBサイトやチラシ、ポスターなど広報活動の準備及び実施が完了致します。
④本書が提出されると、次年度の参画に向けたWEBサイトやチラシ、ポスターなど広報活動の準備及び実施が完了致します。

一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 稲

記入日：令和 2 年 10 月 13 日

自治体名/団体名または学校名	地域みらい町		
住所	〒680-0000	高松市若江町〇〇町〇〇番地	
担当者氏名	赤坂 佳子	部署	地域みらい課
連絡先電話番号	0872-00-0000	メール	info@地域みらい町.jp

下記のとおり、地域みらい留学及び各種支援等について直ちに申し込みます。

高校名	地域みらい高校	担当者名	
自治体名/団体名	地域みらい町	責任者名	赤坂 佳子

1. 申込内容

種別	内容(項目)	記述する際に〇を選択	金額
1. ライフプラン	①地域みらい留学特選会実績料 内訳：全国対象事業の応募（オンライン、対面含）+同様の販売会（即・販売会）、PODA推進実績 会選出対象高専学校実績会2回、学校料	○	122万円（税込）
2. 総務プラン	②地域みらい留学特選会実績料 内訳：全国対象事業の応募（オンライン、対面含）+同様の販売会（即・販売会）、PODA推進実績 会選出対象高専学校実績会2回、学校料	○	152万円（税込）
3. 通勤プラン	③地域みらい留学特選会実績料 内訳：全国対象事業の応募（オンライン、対面含）+同様の販売会（即・販売会）、PODA推進実績 会選出対象高専学校実績会2回、学校料	○	161万円（税込）
4. 請状の考え方と 評議	本校猪木たのPODA推進や総務的な予算確保に向けた、高齢魅力を評議システムの購入、審査活動に活かせるデータと審査評議のエビデンスの推進	○	5万円（税込）

金額について
- 請状の販賣実績会と実績会出展料については、販賣実績会提出をあわせて記入ください。

合計金額	161.5	万円
（うち、請状の販賣実績会実績会		

提出申込

〇 記述する際に〇を選択
○ 東京会場（6月21日～22日）
○ 大阪会場（7月14日～15日）
○ 東京会場（8月22日～23日）選択中

【補足】

・提出以降、申込内容に変更が生じる場合は、仮申込書の再提出を行うことで訂正が可能。

- 契約書・請求書の入力事項や送付先などの必要情報を記載・指定する。
- 提出期限は2月28日(金)とする。3月初旬から事務局より契約書の確認依頼を開始。

令和7年度「地域みらい留学」「各種支援」契約確認書

契約に関する以下の内容をご記入の上提出ください。記入いただいた内容をもとに契約書を作成しますので、お間違えの無いようお願いします。

【提出〆切 令和7年2月末】

記入日 令和 年 月 日

契約書類提出 先 約書の内容の確認及び連付先となるご相談の方をご記入ください。

1. 契約書の記載事項

(1)契約者について

甲	高校名	【望ま事項】 地域みらい留学の委託にあたっては、高校名(甲)と自治体/団体(乙)と育成団体(丙)との間による契約書(個人情報の取扱いに関する特記事項含む)を締結いたします。
乙	自治体名/団体名	
丙	団体名	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム

(2)契約期間について

契約期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日とさせていただいています。手続き上、期間の指定がある場合は、以下に記載ください。

契約期日	令和 年 月 日	契約期間	令和 年 月 日	～	2028年3月31日
------	----------	------	----------	---	------------

2. 請求書の宛名及び金額について

① 請求料の支払期間は、令和7年6月1日とさせていただいています。特に規定がない場合は、請求日は令和7年6月1日とさせて頂きます。

② 請求書を3団体以上で分割して支払う場合は、以下に金額を含めてご記載ください。

③ 用紙書、請求書は原本送付とさせていただきます。

見 締 書	1. 不要	2. 必要
	令和 年 月 日	
請求日	3. 指定なし	4. 指定あり
	5. いずれかに○	
令和 年 月 日		

請求書(見締書)の宛名①:

金額	円(税込)
----	-------

請求書を3団体以上で分割して支払う場合は、請求書(見締書)の宛名②、③にそれぞれ宛名・金額を記載ください。

請求書(見締書)の宛名②:	金額	円(税込)
---------------	----	-------

【補足】

- ・見積書が必要な場合も契約確認書にご記載ください。
- ・2月28日(金)までの提出が間に合わない恐れがある場合、提出用途を含めて事務局へご相談ください。

- 契約当事者間で合意した内容を文書で確認し、契約の成立、および証明をするもの。
- 契約確認書の記載内容をもとに作成いたします。

一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム
地域みらい留学 参画契約書

●●●●高等学校(以下「甲」という)と、●●町(以下「乙」という)及び一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム(以下「丙」という)は、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム地域みらい留学事業実施要綱(以下「本事業要綱」という)に基づき内が実施する地域みらい留学(以下「本事業」という)への参画に關して、本日、次のとおり契約を締結する。

第1条(契約)
甲及び丙は、丙に対して、本事業要綱の内容について承認した上で本事業に参画することを申し込み、丙はこれを承認した。

第2条(事業内容)
甲及び丙は、丙が行う以下の事業に参画することを許可する。
 (1) 地域みらい留学合学校説明会(1回)やそれに付随する選手説明会等の会議・演説
 (2) 地域みらい留学合学校説明会追加出展(1回)
 (3) 総合型研修やイベントなどの情報交換会や懇親会等の会議・演説
 (4) その他本企の目的を達成するため必要とされる活動

第3条(登録料及び追加出展料)
 1. 甲及び丙は、登録料 ●●●●円(税込)及び 地域みらい留学合学校説明会追加出展料 275,000円(税込)を丙に支払う。但し、規則の参画契約書をあわせて掲載する場合には、甲乙内の別途の合意により、変更することを許す。
 2. 丙は、特段の理由がない限り登録料の返金は行わない。
 3. 第1条の定めに従わざず本事業の契約に掲載「締結合意書」に従ることができる。

第4条(実施要綱)
甲乙及び丙は、本事業の実施に当たっては、本事業要綱に従うものとする。

第5条(個人情報の保護)
甲乙及び丙は、この契約による業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

第6条(契約期間)
本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

本契約成立の証として本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 住 所：
学校名：
学校長氏名：
印

(乙) 住 所：
自治体名：
自治体責任者氏名：
印

(丙) 福島県郡山市東本町二丁目25-6 みらいBASEZ
一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム
代表理事 岩本一慈

【補足】

- ・参画契約書上の表記はプラン名ではなく『登録料132万円』を基準として、標準プラン以上の場合は『合同学校説明会追加出展料・学校PR料』と併記する(令和6年度と同様)。
- ・契約書は捺印後、うち1部のみを事務局に返送する。

【主な変更点】

- ・標準プラン以上の申し込みの場合の参画契約書に、WEBサイト上の学校PR の文言を追加。

※令和7年4月中を目途にご返送ください。

● 地域みらい留学事業の実施に必要な事項を定めたもの。

一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム
地域みらい留学 令和7年度事業実施要綱

（趣旨）
第1条 本要綱は、地域みらい留学事業（以下「本事業」という）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第2条 本事業は、都道府県の枠を越えて地域の学校に入学する中学生及び高校生と、受け入れる地方の高等学校を支援し、地域に多様性のある教育環境を醸成することを目的とする。

（事業主体）
第3条 本事業の実施主体は、一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム（以下「PF」という）とする。
2. 本事業は、「地域みらい留学 参画契約書」による契約を締結した学校及び地域と協議をしながら進めるものとする。
3. 前項の協議の総称を「地域みらい留学推進協議会」とする。

（事業内容）
第4条 本事業は、第2条の目的を達成するために以下の活動を実施する。
(1) 地域みらい留学合同学校説明会やそれに付随する進学説明会等の企画・運営
(2) 集合型研修やイベントなどの情報交換会や勉強会等の企画・運営
(3) その他本会の目的を達成するために必要とされる活動

（参画）
第5条 本事業に参画するものは、本要綱を承諾のうえ以下の条件を満たす学校及び自治体の協働チームとする。
(1) 全国生徒募集を実施しており、PFが定める教育環境と生活環境を有する、もしくは有するための計画がある高校であること
(2) 参画する高校と当該高校が所在する自治体の両方が、地域みらい留学の趣旨に賛同していること
(3) 登録料 132万円（税込）及び追加出展料を所定の方法により納入すること

（雑則）
第6条 本要綱に定めるものの他、本事業の実施にあたり必要な事項は、参画契約書の他、第3条2項の協議により決定する。

附 則
本要綱は、令和2年2月1日から施行する。
本要綱は、令和6年2月1日から施行する。
本要綱は、令和7年2月1日から施行する。

●当事者が個人データ等を管理、使用、提供する場合の取り扱い条件を定めたもの。

個人情報の取扱いに関する特記事項

（目的）

第1 「地域みらい留学」事業において、甲乙丙が互いにおこなう全国生徒募集等の次条に定める個人データ等を取り扱う業務（以下、「本件業務」という。）について、甲乙丙が互いに地域みらい留学WEBサイト等に登録した会員の個人データ等を提供する場合の、当該個人データ等の取扱い条件を定めることを目的とする。

（定義）

第2 「個人データ等」とは、以下の各号に該当するものをいうとする。
1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」
2 法第2条第6項に定める「匿名加工情報」
3 前各号のほか、甲乙丙協議の上、特に合意して定めた情報

（個人データ等の秘密保持）

第3 1. 甲乙丙は互いに、本件業務の遂行にあたり、提供を受けた個人データ等を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本件業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとする。
2. 甲乙丙は互いに、本件業務の遂行にあたり、提供を受けた個人データ等を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、甲乙丙の役員従業者以外の第三者に開示し又は漏洩してはならないものとする。

（安全管理措置）

第4 甲乙丙は互いに、本件業務の遂行にあたり、個人データ等の漏洩、滅失または毀損（以下、「漏洩等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下、「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第5 甲乙丙は互いに、個人データ等の漏洩等の事故が発生したと認識し、または発生したおそれがあると判断したときは、直ちに相手方に報告するものとする。このとき、甲乙丙は、事故の拡大または再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

（有効期間）

第6 1. 有効期間は、本契約締結の日から本件業務の終了の日までとする。
2. 前項の定めにかかわらず、第3条は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（合意管轄）

第7 本契約に関する紛争については、松江地方裁判所を、専属的合意管轄裁判所とする。
上記契約の締結を証するためこの契約書3通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ各1通を保有する。

【補足】

・第3条2項、および第6条2項のとおり、契約終了後においても事前の承諾を得ることなく第3者に個人データの開示や漏洩はしてはならないものとする。

●生徒を受け入れるうえで必要な基準を定めています。

地域みらい留学推進協議会
学校及び自治体におけるご参画基準
- 令和7年度版 -

第1条 参画基準策定の目的

- 参画校に入学する生徒が、人間的な成長を求め充実した高校生活を過ごすことができるようするため
- 地域みらい留学を検討する中学生および保護者等の関係者が、安心して参画校から進学先を選択できるようするため

第2条 参画基準

以下の条件に該当する学校及び自治体が地域みらい留学に参画できる。

- 学校及び自治体区分
原則、政令指定都市、中核市、東京都区部以外の自治体に設置されている公立・**国立**の高等学校・**高等専門学校**である。
- 活動方針
全国生徒募集を通した教育方針が明確になっている。
- 受け入れ体制
(1) 寄や下宿など入学者の居住環境が整備されており、継続した生徒の受け入れを予定していること。
(2) **高校と自治体等が連携し、相談窓口および緊急時に対応できる連絡体制が構築されていること。**

※参画基準1「学校及び自治体区分」に関しては、該当の学校及び自治体の現状を鑑み例外を認める場合がある。

令和7年 3月 X 日

一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム

【主な変更点】

- ①実態を鑑み、対象の学校として『高等専門学校』を追加。
- ②相談窓口および緊急時に対応できる連絡体制の構築について追加。
→何かあった際に安心安全にサポートすることが必要となるため

- 契約確認書に記載された情報をもとに、請求書の作成を行う。

発行日：令和 1 年 1 月 1 日

0000000 湾中

Tel: 080-0842
鳥取県松江市東本町二丁目 25-6
みらい BASE 2 棟
一般社団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム
代表理事 岩本 悠 (㊞)
登録番号

請求書

	内 容	単 価	個 数	全 額	備 考
1.	地域みらい留学推進協議会 令和 7 年度 登録料	1,200,000	1	1,200,000	
2.	地域みらい留学 合同学校説明会 追加出展料 (1 回) 及び WEB サイト上の PR 料	250,000	1	250,000	
3.	高校魅力化評議事業 令和 7 年度 登録料	200,000	1	200,000	
小計				1,650,000	
消費税及び地方消費税 (10%)				165,000	
ご請求金額				¥1,815,000-	
■ 記入用紙					
■ 備考					
発行責任者：代表理事 岩本 悠 担当者：鈴木 真子 電話番号：0852-61-8866					

【主な変更点】

標準プラン以上の申し込みの場合、追加出展料に加えて『WEB サイト上の学校 PR』の文言を追加。

03 契約書・請求書作成にあたっての注意点

●昨年度問い合わせいただいた質問は以下の通り

対象	質問	回答
参画契約書	契約締結日は4月1日でないといけないか	原則4月1日となります、不都合がある場合はご相談ください
契約確認書	2月末までに提出が間に合わない場合はどうすればよいか	提出可能なタイミングをそえて担当迄ご連絡ください
契約確認書	見積書が必要な場合はどう依頼すればよいか	契約確認書の対象欄に記載をお願いします
契約確認書	請求書の発行日と支払期限は変更可能か	原則6月1日に発行、支払いは6月末とさせていただきますが不都合があればご相談ください
請求書	発行日を空欄にしたい場合はどうすればよいか	契約確認書の請求書発行日欄を空欄にし、備考欄に『発行日は空欄希望』とご記載ください
請求書	請求内容（品名にあたる項目）についての修正は可能か	不都合がある場合、変更を希望する記載内容についてご相談ください

- 昨年度は契約書や請求書を送付後に内容の修正や再発行が相当数発生したため以下の点に注意

①契約確認書の事務局提出時

- └ 契約書、請求書の担当部署・担当者へ記載内容の確認をお願いします。

②契約書、請求書の事前確認時

- └ 内容について必ず担当部署への内容確認をお願いします。

契約・請求手続きの全体スケジュール

- 2月末の契約確認書提出以降の進め方は以下の通り。

